

令和5年11月1日 招 集

令和5年第5回本市議会臨時会議案

山形県村山市

付 議 事 件 目 次

- 1 議第67号 令和5年度村山市一般会計補正予算(第4号)…………… 別冊
- 2 議第68号 教育委員会委員の任命について…………… 3

報 告

- 報第7号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について…………… 4

以上別紙のとおり

令和5年11月1日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫

議第 68 号

教育委員会委員の任命について

次の者を本市の教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めらる。

村山市大字土生田 730 番地

川 崎 千 尋

昭和 59 年 4 月 12 日 生

提案理由

高谷理香委員は、令和 5 年 11 月 5 日に任期が満了するので、その後任者を新たに任命するためこれを提案する。

報第 7 号

損害賠償の額を定めることについての専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

専第 4 号

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 10 月 23 日

村山市長 志 布 隆 夫

1 損害賠償の原因

令和 5 年 10 月 10 日、県道において、水道配水管の仕切弁の蓋が外れていることに相手方が気付かず、自家用車で乗り上げ、車両左側の前後タイヤが破損したものの。

2 損害賠償の額及び条件

(1) 村山市は、相手方に対し 71,000 円を支払う。

(2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないものとする。